

告 示

埼玉県告示第九百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケルン

三 代表者の氏名

齋藤 和子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父市中村町三丁目十二番二十三号秩父市ふれあいセンター内

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、ノーマライゼーションの理念を基本として、精神障害者の社会的自立と自己実現のために障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い、精神障害者と家族の社会的孤立をなくし住民に対して心の健康づくりに役立つ活動を行うことで、障害を持っても安心して暮らせる豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、ノーマライゼーションの理念を基本として、精神障害者の社会的自立と自己実現のために障害福祉サービス事業を行い、精神障害者と家族の社会的孤立をなくし住民に対して心の健康づくりに役立つ活動を行うことで、障害を持っても安心して暮らせる豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。